

茨城の教育

97回定期大会を開催しました (5/29)

5月29日(日)オンラインによる第97回茨高教組定期大会が開催されました。

蓮田委員長のあいさつの後、来賓として全教の有馬中央執行副委員長から、連帯のあいさつと今年度全教が実施する勤務実態調査アンケートへの協力依頼がありました。

第1号議案「私たちを取り巻く情勢の特徴」では、7月に実施される参議院選挙が、日本の将来を決める大事な選挙になるということや、教員免許更新制が廃止になったこと、「働き方改革を踏まえた部活動改革に関する有識者会議」が提言を出したことについての報告がありました。

第2号議案「総括と運動方針」では、1. 生活と権利を守るとりくみ、2. 民主教育をめざす取り組み、3. 平和と民主主義を守るとりくみ、4. 組織の強化・拡大のとりくみについて、2021年度の総括と、2022年度の運

動方針について討議されました。

討論の中では、今年度、石下紫峰高校、結城第一高校で、外国人特例枠で入学した生徒の実態や、今年度から定期考査を廃止した学校の様子についても報告がありました。

また4月に開催された、専門部交流会でも話題となった、教育情報ネットワークアカウント継続の件に関しては、校務に支障をきたしている実態があることから、早急に改善するよう要求をしていくということが確認されました。

第3号議案 当面の取り組みでは、新採者向けへの葉書の配付や、例年8月に開催している、



茨城県高等学校教職員組合
水戸市平須町1番93
Tel 029-305-3075
e-mail iba-kou@ihfsu.net
HP https://ihfsu.net/

教育条件交渉に向けての要求書づくり、2023年度政府予算に向けた文部科学省概算要求に対する「えがお署名」への取り組み、特別支援学校の「設置基準をいかにし特別支援学校の教室不足解消を求める請願署名」の取り組みなどが提起されました。

今年度の定期大会では新たに、栄養職員部を新設する提案がされ、賛成多数で新設が決まりました。新設に関する提案の中で、栄養職員の組合員から以下のような意見が述べられました。

この度、栄養職員部の新設に向けて、夜間定時制高校の学校栄養士の現状を少しお話ししたいと思います。

現在、私たち夜間定時制高校の学校栄養職員は、全員が臨時の任用職員です。

県内の夜間定時制高校において学校給食で米飯・パン・ミルク・おかず等の完全給食を行っている学校はフレックス高校の夜間部3校を含め9校です。私たち組合員5名の所属する夜間定時制は、学校栄養職員が立てた献立で調理員が学校内の厨房で調理を担当する『単独校直営

方式』で手作りの温かい給食の提供がされています。フレックス高校夜間部3校は『デリバリー方式』という宅配弁当給食で、その他1校は完全給食ではありますが、私たちと同じ期限付き学校栄養職員が立てた献立の給食を作るのは委託業者の社員調理員という『業務委託』がとられています。

私たちが組合に入るきっかけとなったのは平成22年頃の年明けごろに県の保健体育課より、「今度の4月から茨城県の夜間定時制高校の給食はすべてデリバリーの弁当とし、栄養職員は4時間のパート勤務に、調理員は全員解雇」との通達があり、そうなったら自分たちの生活も立ちいかなくなってしまいうことで組合に入って相談に乗ってもらおうということがあったからです。

それから組合の皆様のご協力で「定時制高校の学校給食をなくさないようにしよう」という署名活動や給食の存続についていろいろなどところへの働きかけにご尽力いただき、現在はなんとかそれまで通りの直営方式の給食が続けられています。しかし、後から1校だけは業務委託になってしまい、その調理員は全員退職になってしまいました。

夜間定時制高校の生徒には、

小・中学校などにはほとんど通っていないなかったとか、学校給食がその日の唯一の食事というものがいるのが現状です。私たち栄養職員は学校給食の厳しい衛生管理を守りながら栄養基準に基づき、季節の料理や行事食、その時々最新の献立などを取り入れながら定時制の生徒が家庭的で学校に来てほっとするような温かい食事の経験や、食や栄養の知識が学習できるように日々精進しています。

学校の厨房や生徒用の食堂などは昭和40年代に作られてからずっと使っているの、いろいろなどところの不具合が出たり、現在の学校給食の衛生管理の基準を達成できないという問題や単独校などでは調理員の仕事も兼ねた栄養職員にかかる仕事量の多さなど改善点を上げたらきりがありますが、大好きな栄養士の仕事を誇りをもってできるような環境が整うように皆さんと一緒に頑張りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

人事異動ルールの交渉結果

3月23日に提出した要求書に基づいて、5月31日(火)に県庁で県教委交渉を行いました。交渉に先立ち、人事異動ルール

見直し案の修正版が県教委から提示されました。

県教委は、ルール見直しの理由について、校長裁量などで、人事異動が停滞しており、異動作業が困難であることから、対象者を増やすためと答えました。

組合から、昨年度末の人事異動で、校長・教頭・教務主任が同時に異動したケースや、家庭科の教諭の異動後に正規の教員が配置されず、後任者がなかなか決まらなかったケース等、職場が混乱している状況を伝えると、県教委はただ「申し訳ない」と答えるのみでした。

交渉での内容は以下となります。

○人事異動ルールの見直し

当初提案された内容では、「2校目以降の教職員は、同一校3年経過時より、本人の意向によらず異動対象者とする。」としていましたが、異動に関する希望調査書に「①積極的に異動したい」「②現在校を希望するが異動するとすれば」という項目を追加すると修正されました。しかし、②の場合グループも記入するということから、本人の意向による異動となるよう求めました。

また、グループ分けについては、従来通りと回答しましたが、前回の案が提示された際にグループについても見直す方向で検討していると回答を得ていること

から、再回答を求めました。

記載方法については「希望するグループ」のみ記入で、校長が希望する学校名を聴取するとしていました。しかし、交渉の中で、これまでのグループ異動で組合が確認してきた「余白に校名を記入する」こともできるとことを再確認し、さらに学校名の記入ができる旨を説明文書に明記するとの回答も得ました。

校長猶予、年数の両方が一変に変えられる見直し案では、主任や担任をしている教員が同時に異動になるケースも生まれることから、公務運営に支障をきたすため、再度見直すよう求めました。

○教諭等の人事異動における公募制の実施について

校長が構想する学校運営に必要な人材を確保するため人事異動公募制を導入するという一方で、欠員のいる学校を対象とするとの回答でした。

常勤講師、再任用職員が勤務している学校は対象から外すよ



う求めると、県教委は、常勤講師、再任用職員がいる学校の校長は公募しないだろうと想定していると答えたことから、そうであれば、常勤講師、再任用職員の勤務する学校は対象から外し、年度末再任用退職者がいる学校のみにするようルール自体の修正を要求しました。

○60歳以降の教職員の人事異動について

「60歳以降の異動ルールについては、満60歳を迎えた年度末に、その時点での勤務校以外の学校に異動させる」としていましたが、「その時点で勤務校以外の学校等に異動させる」が削除され、通常の人事異動対象者となることが確認されました。

60歳以降の勤務については令和5年度末より、現行再任用、定年延長、定年再任用時短勤務、暫定再任用など、勤務形態が様々であることから、次回交渉時に改めてルールを確認します。

6月29日(木)に「異動に関する希望調査書」の様式も含めて、引き続き交渉の場を持ちます。昨年度末の人事異動によって、転出者の後に正規の教員が配置されず、後任の教員がみつけれない等の事例があれば、組合に実態をお知らせください。次回交渉時に県教委に伝えます。



6月22日(水)公示、7月10日(日)投開票で、参議院選挙が行われます。今回の参議院選挙は、今後の日本のあり方を変える非常に重要な選挙になっています。

特に、ロシアのウクライナ侵攻を悪用して、安倍元首相や維新の会は、「核共有」や「敵基地攻撃能力(反撃能力)等を主張し、岸田首相はバイデン大統領との会談で、国民の同意がない中で「日米同盟の強化と軍事費の相応の増額」を勝手に約束しました。

こうした中で、防衛費(軍事費)をGDP比2%超、5兆円増額の話が具体的に政府内で検討が始まっています。軍事費の増額は、敵国と規定された国の軍事力増強と軍拡競争にしかならず、戦争の危険が高まるだけです。

東京新聞の投書欄に、ある中学生は、「戦争になったときに、軍事力で抵抗しても、戦争期間と死者を増やすだけになってしまふ」と書いていますが、憲法9条に基づく平和外交をすすめることが、政府が本来やるべきことです。

プーチン大統領との親密さを

誇ってきた安倍首相がやるべきことはプーチン大統領と話し合いを持って、戦争をやめろと助言することではないでしょうか。

また、5兆円増額は本来ならば、防衛費ではなく国民生活支援にこそ使うべきです。5兆円を大学の授業料無償化、小中学校の給食費無償化、子ども手当の高校生までの支給拡大等、教育予算の充実に使ったとしても3兆円あればまかなうことができるということです。

現在の日本では、労働者の賃金が上がらず、最低賃金ギリギリの低賃金で働いている非正規労働者は労働者の4割を超えています。そして、非正規労働者の多くが女性であり、高齢者も含め女性の貧困がより深刻な状態になっています。

最低賃金を全国一律1500円にしていくためには、中小企業支援を充実させる必要がありますが、政府は中小企業支援にも労働者の賃上げにもお金を使おうとしていません。

国を守るといふなら、まず労働者・国民の生活を守る必要があります。貧困と格差の現状を考えれば、5兆円を防衛費ではなく、国民生活の充実支援にこそ使うべきです。

こうした要求を実現するためには、7月10日の参議院選挙に行つて、政治を変えることです。